

毒物劇物の管理は大丈夫ですか？

1 毒物劇物の販売業者等でなくても・・・

毒物劇物取締法の規定により毒物又は劇物の製造、輸入、販売を行うに当たっては、国又は県への登録が必要とされております。

これらの事業者（毒物劇物営業者）は、当然、毒物劇物取締法により盗難・紛失防止、流出・漏洩事故防止、事故時の関係機関への通報等の義務が課せられることになります。

しかし、毒物劇物営業者以外の事業者であっても、業務上、毒物又は劇物を取扱う事業者（業務上取扱者）には、毒物劇物取締法の一部（盗難・紛失防止、流出・漏洩事故防止、事故時の関係機関への通報等）が課せられています。

そのため、毒物劇物業務上取扱者は【裏面】「チェックリスト（毒物劇物業務上取扱者用）」を利用して、毒物劇物の管理状況の確認を行ってください。

2 毒物劇物の流出、紛失、盗難等は他人事ではありません・・・

「まさか、自分の事業所に限って、毒物劇物の流出、紛失、盗難等が起きるはずはない・・・」と思いませんか？

しかし、実際は、毒物劇物の流出、紛失、盗難等が起きているのが現実なのです。

以下のインターネットサイト（厚生労働省）には、過去、毒物劇物が流出、漏洩した事故事例、紛失、盗難された事故事例が掲載されています。

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

3 だから、こそ・・・

毒物劇物を取り扱う事業所において、毒物劇物の適正な管理がなされず、紛失、盗難、不正使用等により事故、犯罪等が発生した場合、事業所の従業員だけでなく、県民全体に保健衛生上の危害をもたらす可能性があるとともに、多大な不安を与える原因となります。

これらの事業所につきましては、上記2でご案内した厚生労働省サイトに掲載されている事故事例を教訓とし、事故の未然防止対策を講じていただきますようお願いします。

【参考】

- 毒物劇物に該当するかどうか検索したい時（国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部）
<https://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>
- 毒物劇物を含む化学物質の特性、性状等を検索したい時
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
（独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム）
<https://www.nihs.go.jp/ICSC/>
（国立医薬品食品衛生研究所 国際化学物質安全性カード）
<https://www.nies.go.jp/kisplus/>
（独立行政法人国立環境研究所 化学物質データベース WebKis-Plus）
- 毒物劇物の適切な保管管理について（厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室）*
<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/hokan/hokan.html>
- 毒劇物盗難等防止マニュアル（厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室）*
<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/manu/manu.pdf>
- 毒劇物盗難等防止ガイド（厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室）*
<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/guide/guide.pdf>

チェックリスト（毒物劇物業務上取扱者用）

1.1 盗難紛失防止に対する必要な措置がなされていますか？

（法第22条第5項、法第11条第1項、S52.3.26 薬発第313号）

- ☐ 保管設備は、専用の鍵のかかるものですか。
- ☐ 必ず施錠し、鍵の管理を徹底していますか。
- ☐ 屋外に保管する場合は、一般の人が近づけないように頑丈な柵を設けていますか。
- ☐ 受払記録があり、在庫量の定期的点検、使用量の把握をしていますか。

1.2 飛散・漏れ等に対する必要な措置がなされていますか？

（法第22条第5項、法第11条第2項）

- ☐ 保管設備は、固定された堅固なものですか。
- ☐ 震災対策として薬品が転倒、落下しないような設備を設けていますか。
- ☐ タンクのまわりには防波堤を設置する等構造・設備の基準を守っていますか。
- ☐ 容器や保管設備などに、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認していますか。
- ☐ 通常使用していないが、保守点検時、流出時等緊急的に使用する容器や保管設備についても、腐食・亀裂・破損等がないか定期的に確認していますか。
- ☐ 保管場所の床面は、地下浸透を防止するような構造になっていますか。

1.3 その他（法第22条第5項、法第11条第3項、法第16条）・（法第22条第5項、法第11条第4項）

- ☐ 運搬中に紛失、飛散、流出しないように積載方法、運搬方法等の基準を守っていますか。
- ☐ 毒物劇物を入れる容器として、飲食物の容器を使用していませんか。

2.1 容器被包に所定の表示がなされていますか。（法第22条第5項、法第12条第1項）

- ☐ 毒物劇物の容器には「医薬用外毒物」（赤地に白字）、「医薬用外劇物」（白地に赤字）の表示が行われていますか。

2.2 貯蔵陳列場所に所定の表示がなされていますか？（法第22条第5項、法第12条第3項）

- ☐ 毒物劇物を保管する場所には「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示が行われていますか。

3 届出義務等を知っていますか？（法第22条第5項、法第17条）

- ☐ 毒物劇物が飛散、漏れ、流れ出等により、不特定又は多数の人に被害がおよびそうな場合直ちに、保健所、警察署又は消防署に連絡することを知っていますか。
- ☐ 自らも、被害拡大を防止するために必要な応急措置を講じなければならないことを知っていますか。
- ☐ 毒物劇物が盗難又は紛失した場合には直ちに警察署に連絡することを知っていますか。

4 廃棄については適切に行われていますか？（法第15条の2）

- ☐ 廃液が発生する場合には、廃液処理装置を有し、廃液処理が適切に行われているか、定期的に点検していますか。

5 その他（S50.11.6 薬安第80号・薬監第134号）

- ☐ 日頃からの毒物劇物の管理・責任体制を明確にした危害防止規定を作成していますか。
- ※危害防止規定には、以下の事項が記載されていますか。
 - ☐ 職務及び組織に関する事項
 - ☐ 毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法
 - ☐ 毒劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検方法
 - ☐ 貯蔵設備等の整備又は補修に関する事項
 - ☐ 事故時における関係機関への連絡等に関する事項
 - ☐ 教育訓練に関する事項
- ☐ 業務上取り扱う（保有している）毒物劇物のSDS（安全データシート）を保有していますか。（その物質の毒性、漏えい時の対処法等が記されたものでメーカーが発行するもの。）

※不明な点等につきましては、以下までお問い合わせください。

- ・福岡県保健医療介護部薬務課 生産指導係【電話092-651-1111（内3116）】
- ・最寄りの保健福祉（環境）事務所 総務企画課企画指導係 *